

熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領 新旧対照表

頁	新 (令和5年10月2日)	旧 (令和元年6月25日)	備考
2 用語の定義	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日 日最高気温が30度(℃)以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合とする。</p> <p>(2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。 「工事の始期」は着工日とし、「工事の終期」は契約工期末日とする。</p> <p>(3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日の日数} \div \text{工期}$ </div>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日 日最高気温が30度以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。</p> <p>(2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。</p> <p>(3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日の日数} \div \text{工期}$ </div>	記載の修正
4 気温の計測・真夏日率算出方法等	<p>4 気温の計測・真夏日率算出方法等</p> <p>(1) 真夏日の計測方法 受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。 1) 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。 ①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度(℃)以上となる日を真夏日と見なす。 ②気象庁が公表している地上気象観測所の気温が30度(℃)以上の場合。 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(℃)以上の日を真夏日とする。 ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。 施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又はWBGTが25度(℃)以上の場合、真夏日とする。 2) 休工期においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しない。 3) 上記①～③によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 真夏日の算出方法 上記計測方法により、真夏日の日数を算出するものとする。 ただし、休工期の日数は真夏日の日数に含めないものとする。</p> <p>(3) 計測結果の報告 受注者は施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。</p> <p>(4) 真夏日率算出方法 以下の式により、真夏日率を算出するものとする。 $\text{真夏日率} \times 100 = \frac{\text{工事着手日から工期末までの真夏日の日数}}{\text{工期}} \times 100$ ※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 ※2 工期は工事着手日から工事完成日までの期間をさす。 なお、年末年始休暇(7日間)、夏季休暇(7月～8月にかかる工事は7日間、7月または8月にのみかかる工事は4日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p>	<p>4 気温の計測方法等</p> <p>(1) 計測方法 受注者は、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について、施工計画書に記載し提出しなければならない。 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25度以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、上記によりがたい場合は、現場内を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 計測結果の報告 受注者は施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員に提出するものとする。</p>	記載の修正
5 積算方法等	<p>5 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。 なお、補正は変更契約において行うものとする。</p>	<p>5 積算方法等</p> <p>(1) 補正方法 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。 なお、補正は変更契約において行うものとする。</p>	

熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領 新旧対照表

頁	新 (令和5年10月2日)	旧 (令和元年6月25日)	備考
	<div data-bbox="409 296 1308 390" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{補正值 (\%)} \times 3 = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 4$ </div> <p>(2) 現場管理費 対象純工事費 × ((現場管理费率×5 × 補正係数×6) + 補正值)</p> <p>※3 補正值 (%) は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 ※4 真夏日補正係数：1.2 ※5 現場管理费率は東日本大震災の復旧復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済の値とする。 ※6 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。</p>	<div data-bbox="1546 268 2445 363" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times 1 \times \text{復興係数} \times 2$ </div> <p>※1 補正係数：1.2 ※2 復興係数：1.2 補正值 (%) は小数第3位四捨五入 (小数第2位止め) とする。</p> <p>(2) 現場管理費 対象純工事費 × ((現場管理费率 × 補正係数) + 補正值)</p>	